

令和元年8月30日

令和2年度の財政投融资計画要求書

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

1. 令和2年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	12	22	△10	△ 45.5
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	12	22	△10	△ 45.5

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和2年度末 残高(見込)	令和元年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	308	363	△55	△ 15.1
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	308	363	△55	△ 15.1

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	83	138	△54
(内訳)			
土地改良事業費	67	117	△50
北海道土地改良事業費	0	0	△0
離島土地改良事業費	0	0	—
土地改良事業工事諸費	16	21	△4

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和2年度 要 求 額	令和元年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	202	267	△65
(財源)			
財政投融资	12	22	△10
財政融資	12	22	△10
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	190	245	△55
一般会計より受入	70	115	△45
土地改良事業費負担金等収入	117	128	△11
その他	3	3	0

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

＜官民の役割分担・リスク分担＞

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

土地改良法第1条第2項に「土地改良事業の施行に当たっては、その事業は、環境との調和に配慮しつつ、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものでなければならない。」と定めるとおり、国が行う土地改良事業は、農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整備と農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全を推進し、農業の持続的発展と農村の振興等に資する非常に公益性の高いものであり、国が主体的に実施する必要がある。

このような国民経済全体や地域経済に便益を及ぼす大規模・超長期プロジェクトについては、公的金融機能が民間では担えないリスクを負担することで、持続的、安定的な資金調達を実現することが必要である。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

国が行う土地改良事業に要する費用については、土地改良法第90条により、国のほか都道府県及び受益者が負担することとされており、本勘定において道県が自ら負担する負担金相当額については借入金をもってその財源としている。借入金をその財源とする範囲は限定されており、適度な支援を行っている。

＜対象事業の重点化・効率化＞

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

本勘定は、平成20年度において国営土地改良事業特別会計が一般会計へ統合したことに伴い、平成10年度以前に新規着工した地区のうち平成19年度末までに工事が完了しなかった地区に係る工事が完了するまでの間に限って経過措置として設置された経過勘定であり、事業完了に伴い本勘定の対象地区は年々減少している。

(参考) 事業実施地区の推移

28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
18地区	16地区	15地区	13地区	11地区

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融资の要求内容にどのように反映しているか。

平成30年度においては、1億円の財投運用残額が生じたところであり、運用残率は3.6%となっている。これは、契約額が予定価格を下回ったこと等により、事業費の

一部に不用額が生じたことから、借入金を要することが少なかったことによるものである。

令和2年度の要求に当たっては、各地区の事業実施状況を把握し、各地区の計画的な完了に必要な額を措置するための事業規模及び自己資金を十分に精査した上で、財政融資資金12億円を要求している。

(参考：過去3カ年の財政投融资の運用残額)

	28年度	29年度	30年度
運用残額	2億円	2億円	1億円
運用残率	5.7%	4.8%	3.6%

(注)「運用残率」は、改定後現額(改定後計画+前年度繰越)に対する運用残額の割合(%)。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2019」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた土地改良事業の強化を図るため、各地区の計画的な実施に必要な額の財源として、財政融資資金12億円を要求している。

○「経済財政運営と改革の基本方針2019」

第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり

3. 地方創生の推進

(2) 地域産業の活性化

②農林水産業の活性化

○「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」

第2 具体的施策

Ⅲ. 人口減少下での地方政策の強化

7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農業の実現

(2) 新たに講ずべき具体的施策

i) 農業改革の加速

①生産現場の強化

イ) 農地の集積・集約化と土づくりの推進

③スマート農業の推進

ウ) 環境整備

財政投融资の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定））

1. 政策的必要性

国営土地改良事業に要する費用のうち、道県負担相当分について借入金により資金調達をしているが、国の特別会計として長期かつ安定的な事業資金を確保し事業の推進を図る必要があるため、長期かつ低利の資金である財政融資資金を対象として資金を調達しているところであり、本事業の農林水産省の政策評価体系における位置付けは、以下のとおりである。

《大目標》

食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。

《中目標》

農業の持続的な発展

《政策分野》

構造改革の加速化や国土強靱化に資する農業生産基盤整備の推進

2. 民業補完性

国営土地改良事業等を政策手段とする施策である①基幹的農業水利施設の適時適切な補修、更新整備、②農用地、農業用施設や人家、公共施設等の災害の未然防止の取組等の推進は、農業の持続的発展と農村の振興等に資する非常に公益性の高いものであり、国が主体的に実施する必要がある。

3. 有効性

かんがい排水事業及び総合農地防災事業の実施により、①基幹的農業水利施設を対象に機能診断を実施（機能診断の実施率目標：平成27年度65%→令和2年度100%）することにより施設の徹底した長寿命化とライフサイクルコストの低減を図る戦略的な保全管理が推進され、②豪雨や地震によるため池の決壊や湛水被害等を防止（湛水被害等が防止される農地等の面積：令和2年度までの5年間で約34万ha）し、農地やその周辺地域の保全を図り、災害に強い農村社会が形成される効果が見込まれる。

4. その他

借入金の償還に当たっては、旧土地改良法施行令第52条の2第1項第3号に基づき都道府県から徴収する負担金をもってその財源に充当することとしており、また、財政融資資金の融通条件と負担金の徴収方法を同一条件としているため、その償還確実性は担保されている。

30年度決算に対する評価

(機関名：食料安定供給特別会計（国営土地改良事業勘定）)

1. 決算についての総合的な評価

平成30年度の歳入決算については、歳入予算額238億円に対し、収納済歳入額は281億円となったところであり、43億円の増となった。

平成30年度の歳出決算については、歳出予算現額327億円に対し、支出済歳出額は272億円となったところであり、55億円が支出未済となった。

これらの理由は、工事の実施に関する計画の変更等により事業費が翌年度に繰り越されたこと等によるものである。

2. 決算の状況

(1) 歳入予算の状況

(単位:億円)

区 分	歳 入 予算額	収納済 歳入額	歳入予算 額と収納 済歳入額 との差	増 減 理 由
他会計より受 入	125	152	27	前年度からの繰越工事があったこと等のため
土地改良事業費 負担金等収入	90	89	△1	総合農地防災事業に係る負担金が予定より少なかったこと等のため
借入金(財政融 資資金)	20	23	3	特別会計に関する法律 第14条の規定による前年度からの繰越工事に係る借入金があったこと等のため
受託工事費等 受入	0	-	△0	土地改良関係受託工事がなかったため
雑収入	2	0	△2	損害賠償金が予定より少なかったこと等のため
前年度剰余金 受入	0	16	16	前年度において土地改良事業費の繰越しがあったこと等のため
合 計	238	281	43	

(2) 歳出予算の状況

(単位:億円)

区 分	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
土地改良事 業費	211	164	44	2	不用額を生じたのは、地元との調整が難航したこと等により、総合農地防災事業費を要することが少なかったこと等のため

区 分	歳出予 算現額	支出済 歳出額	翌年度 繰越額	不用額	備 考
北海道土地 改良事業費	0	-	-	0	不用額を生じたのは、施設機能監視制度 における原因究明調査等を要しなかつ たため
離島土地改 良事業費	0	-	-	0	不用額を生じたのは、施設機能監視制度 における原因究明調査等を要しなかつ たため
土地改良事 業工事諸費	28	26	-	2	不用額を生じたのは、事業規模の見直し による事業計画の変更をしたこと等に より、工事雑費を要することが少なかつ たこと等のため
受託工事費 及換地清算 金	0	-	-	0	不用額を生じたのは、精算を要する受託 工事がなかったので、精算還付金を要し なかったこと等のため
土地改良事業 費負担金等収 入一般会計へ 繰入	18	18	-	0	不用額を生じたのは、土地改良事業費負 担金収入が予定より少なかったため
国債整理基 金特別会計 へ繰入	67	64	-	3	不用額を生じたのは、借入金利子の支払 が予定を下回ったため
予備費	3	-	-	3	予備費の執行がなかったため
合 計	327	272	44	11	